

ランドオペレーターの実態報告

観光庁が初の調査が

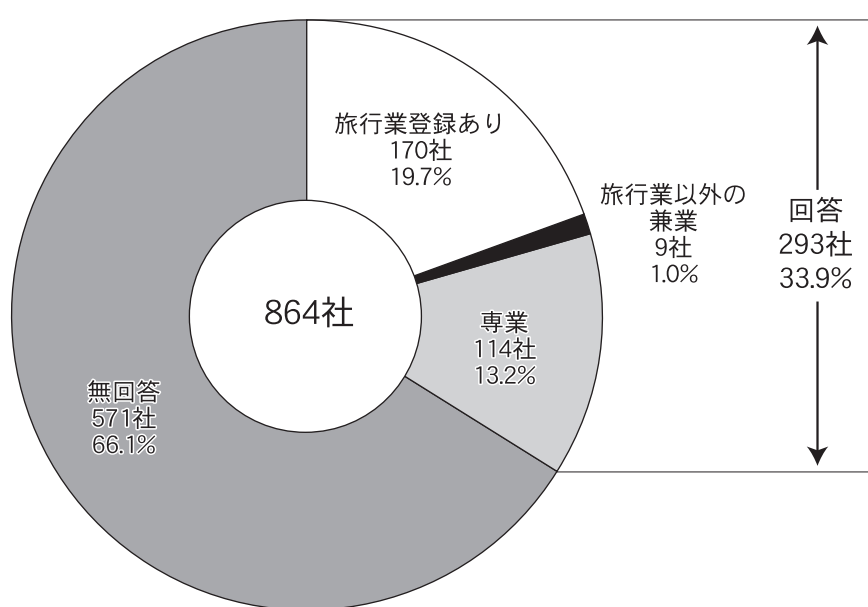
観光庁は、ランドオペレーターの実態把握を目指す初めての大規模な調査を実施し、6日に初会合を開いた。新たな時代の旅行業法制に関する検討会「2」で結果の概要を公表した。把握されたランドオペレーターの事業者数は864社だった。(一面に関連)

ランドオペレーターは、観光庁が行っている事業者、取引を行っている事業者を抽出した。把握できた864社に対するアンケート調査には、全体の33.9%に当たる293社が回答した。このうち10社が回答した。このうち10社は、旅行業に登録している回答があったランドオペレーターは、旅行業に「登録制」の導入による業務適正化を挙げる回答が多かった。

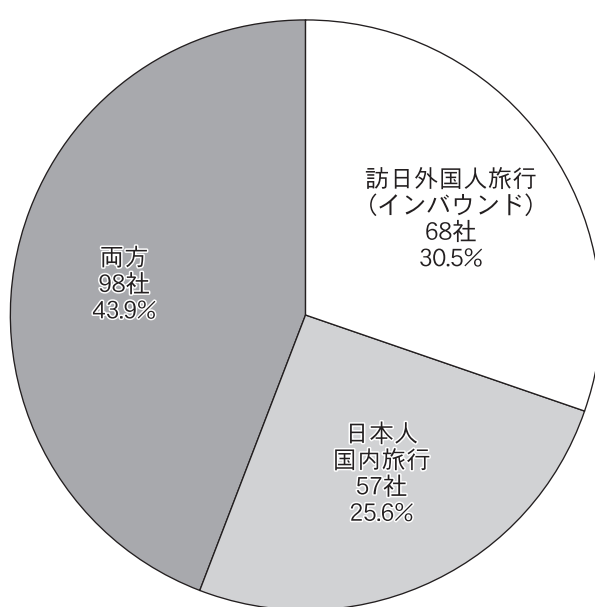
ランドオペレーターは、観光庁が行っている事業者、取引を行っている事業者を抽出した。把握できた864社に対するアンケート調査には、全体の33.9%に当たる293社が回答した。このうち10社が回答した。このうち10社は、旅行業に登録している回答があったランドオペレーターは、旅行業に「登録制」の導入による業務適正化を挙げる回答が多かった。

調査データ

把握したランドオペレーター事業者数と業態内訳



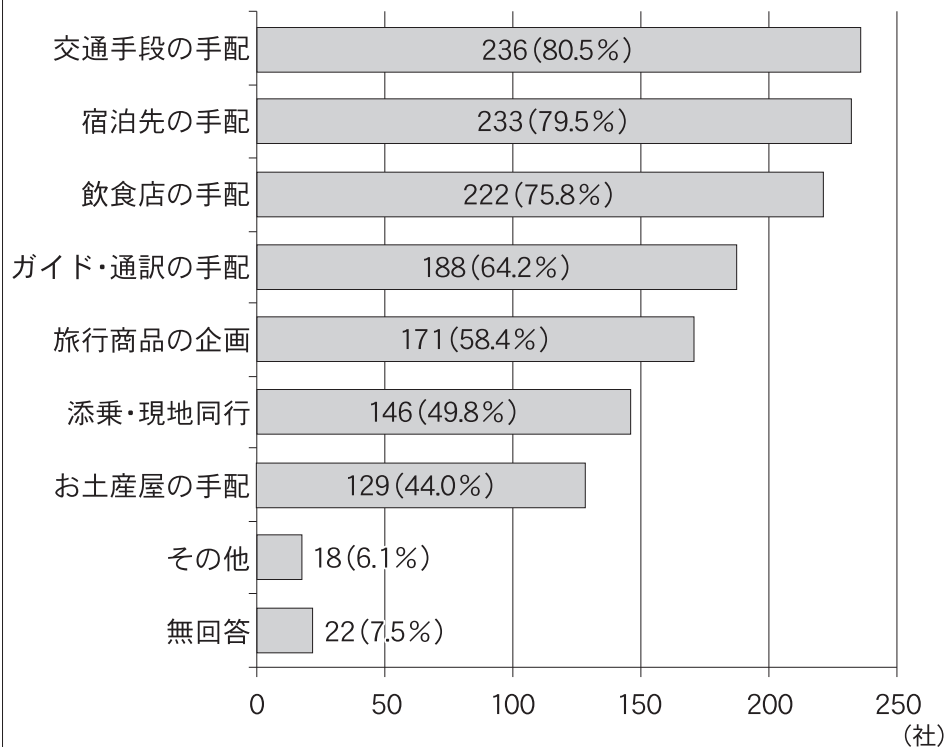
ランドオペレーターの業務範囲 (回答: 223社)



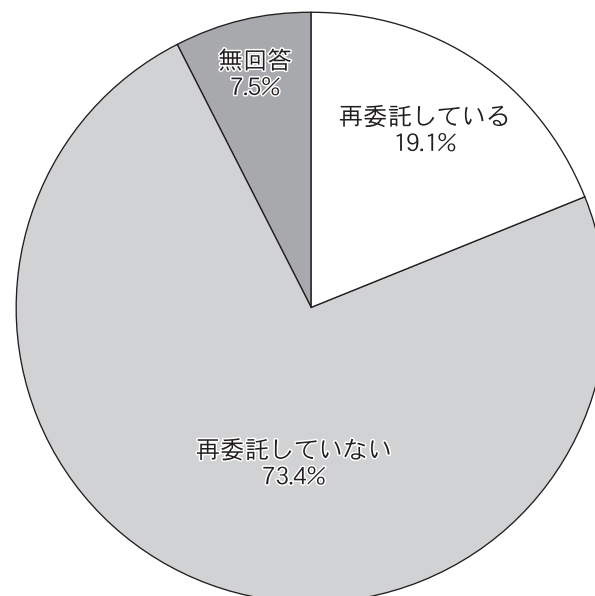
【日本人海外旅行(アウトバウンド)を取り扱っているランドオペレーターの割合】日本ホテル協会加盟事業者と取引を行っているランドオペレーターに対して行った調査によると、日本人海外旅行(アウトバウンド)を取り扱っているランドオペレーターの割合は、43.9%(70社中29社)だった。

調査で判明した事業者数は864社

ランドオペレーターの業務内容 (回答: 293社=複数回答)

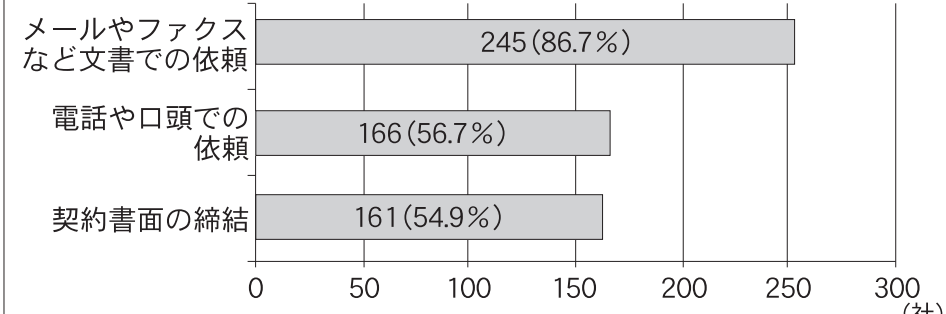


別のランドオペレーターへの再委託の有無 (回答: 293社)

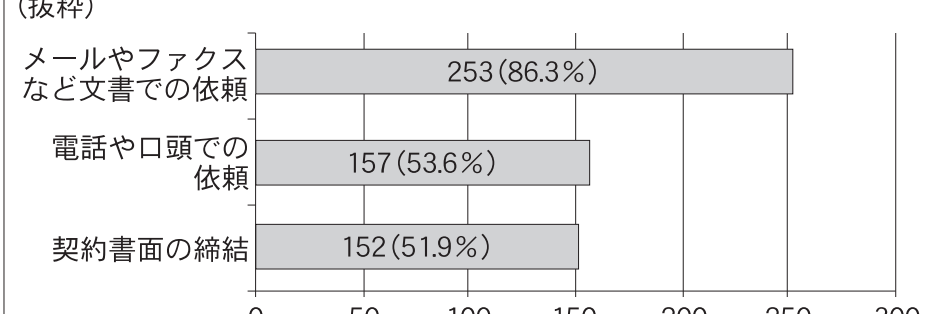


ランドオペレーターとの委託などの方法 (回答: 293社=複数回答)

旅行者とランドオペレーターとの間での主な依頼方法 (抜粋)

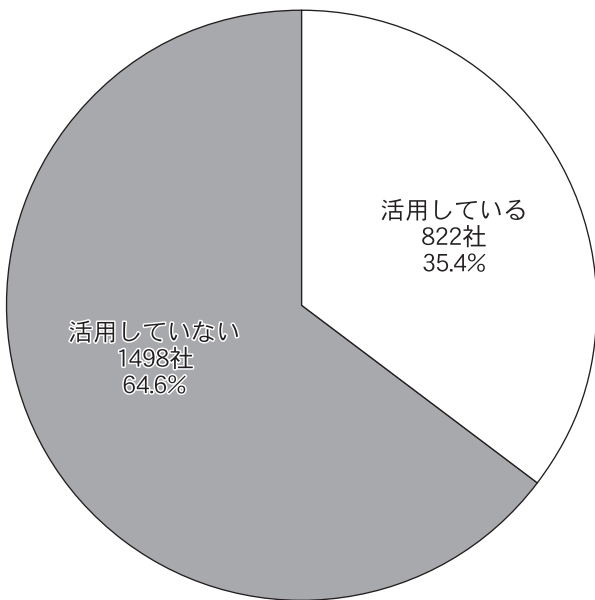


ランドオペレーターと宿泊業・運輸業・小売業などとの間での主な依頼方法 (抜粋)

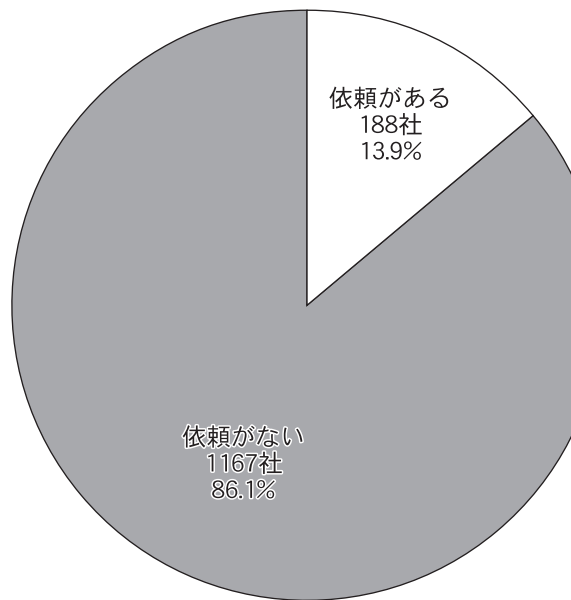


ランドオペレーターの活用・依頼割合

旅行者がランドオペレーターを活用しているか (回答: 旅行者2320社)



ランドオペレーターから宿泊業・運輸業・小売業などに依頼があるか (回答: 宿泊業・運輸業・小売業など1355社)



旅行業の現状 (観光庁まとめ)

旅行業者・代理業者数は1万100社

旅行業者数・旅行業者代理業者数の推移

単位: 社、%

	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年	
	実数	前年比増減	実数	前年比増減	実数	前年比増減	実数	前年比増減	実数	前年比増減
総数	10,146	▲0.9	10,145	▲0.0	9,978	▲1.6	9,884	▲0.9	10,100	2.2
旅行業	9,274	▲0.9	9,308	0.4	9,143	▲1.8	9,074	▲0.8	9,321	1.9
第1種	726	▲1.6	701	▲3.4	696	▲0.7	697	0.1	708	1.6
第2種	2,799	0.5	2,869	2.5	2,777	▲3.2	2,776	▲0.1	2,827	1.8
第3種	5,749	▲1.5	5,738	▲0.2	5,625	▲2.0	5,524	▲1.8	5,668	2.6
地域限定	—	—	—	—	45	—	77	71.1	118	53.2
旅行業者代理業	872	▲0.9	837	▲4.0	835	▲0.2	810	▲3.0	779	▲3.9

※各年4月1日現在

旅行業の登録制度の概要

旅行業の種類	登録行政庁	業務範囲				登録要件		
		募集型企画旅行	受注型企画旅行	手配旅行	営業保証金(※)	基準資産	旅行業務取扱管理者の選任	
第1種旅行業	観光庁長官	○	○	○	7000万円(1400万円)	3000万円	必要	
第2種旅行業	都道府県知事	×	○	○	1100万円(220万円)	700万円	必要	
第3種旅行業	都道府県知事	×	△	○	300万円(60万円)	300万円	必要	
地域限定旅行業	都道府県知事	×	△	△	100万円(20万円)	100万円	必要	
旅行業者代理業	都道府県知事	旅行者から委託された業務			不要	—	必要	

△=営業所の所在する市町村と隣接する市町村等に区域を限定
 ※=旅行業協会に加入している場合、営業保証金の供託に代えて、その5分の1の金額を并済業務保証金分担保として納付。また、金額は年間取扱額が2億円未満の場合であり、以降、取扱額の増加に応じて供託すべき金額が加算。